

～全児童生徒について提出が必要な書類です～

保護者のみなさまへ

就学援助制度のお知らせ

瀬戸内町教育委員会

瀬戸内町では、お子さんが学校で楽しく勉強できるよう、経済的な理由でお困りの保護者の方に対して、前年の所得情報などをもとに審査を行い、認定された場合には学用品費・学校給食費などの費用を援助しています。

《保護者のみなさまへ》

全ての方から、就学援助の申請の意思を確認しておりますので、別添の「**令和4年度 就学援助 申請意思確認書 兼 申請書**」(以下「**確認書兼申請書**」) **を令和4年5月10日(火)までに、必ず学校へご提出ください。**

小・中学校に兄弟姉妹がいる場合も、児童生徒一人につき一枚を提出してください。

1 援助を受けることができる方

- (1) 生活保護が停止または廃止になった。
- (2) 町民税の非課税世帯及び均等割世帯。
- (3) 個人の事業税が減免されている。
- (4) 固定資産税が減免されている。
- (5) 国民年金保険料が免除もしくは国民健康保険料が減免または徴収猶予されている。
- (6) 児童扶養手当を受給している。
- (7) 新たに生活福祉資金の貸付けを受けた。
- (8) 職業安定所(ハローワーク)登録の日雇労働者である。
- (9) 上記に該当しないが、経済的に困難または特別な事情がある。

2 援助の内容(令和4年度の援助額は6月中旬頃に決定予定ですので、予定額を掲載しています。)

①	学用品費等	学用品等の購入にかかる経費の一部(各学期末(7月・12月・3月)に支給) ○支給額(年額)・小学生 11,630円 ・中学生 22,730円
②	通学用品費	通学用品等にかかる経費の一部(小・中1年生は除く・・・入学前に支給済みです) (各学期末(7月・12月・3月)に支給) ○支給額(年額)・小学生 2,270円 ・中学生 2,270円
③	給食費	給食費として保護者が負担する実費の一部(各学期末(7月・12月・3月)に支給) ○支給額(年額)・小学生 25,000円 ・中学生 29,000円
④	校外活動費	宿泊を伴わない校外活動経費の一部(各学期末(7月・12月・3月)に支給) ○支給額(年額)・小学生 1,600円 ・中学生 2,310円
⑤	オンライン学習通信費	ICTを通じた教育が、学校長若しくは教育委員会が正規の教材として指定するもの又は正規の授業で使用する教材と同等と認められるものにより提供される場合のオンライン学習に必要な通信費(モバイルルーター等の通信機器の購入又はレンタルに係る費用を含む。) ○支給額(年額)・小学生 14,000円 ・中学生 14,000円
⑥	医療費	むし歯、結膜炎、中耳炎、慢性副鼻腔炎などの学校病の治療費(各医療機関へ支給)

裏面に続く

3 確認書兼申請書の記入方法

【就学援助を希望される方】

- (1) 確認書兼申請書の上部にある申請意思確認欄の「1. 就学支援を希望します」を○で囲み、記名・押印してください。
- (2) 世帯の状況欄は、同居している方全員を記入してください。
- (3) 申請理由欄は、該当する番号を○で囲んでください。
- (4) 委任状欄に、記名・押印してください。

【就学援助を希望されない方】

申請意思確認欄の「2. 就学支援を希望しません」を○で囲み、記名・押印してください。
(申請書欄の記入の必要はありません。)

【生活保護を受けている方】

医療費について援助を受けられます。(その他の援助費目については、生活保護制度で支給されます。)
確認書兼申請書の上部にある申請意思確認欄の「3.生活保護受給中」を○で囲み、記名・押印してください。
(申請書欄の記入の必要はありません。)

【児童養護施設に入所している方】

確認書兼申請書の上部にある申請意思確認欄の「4.児童養護施設入所中」を○で囲み、記名・押印してください
(申請書欄の記入の必要はありません。)

4 申請時の注意点

- (1) **令和3年度中に就学援助を受けた方であっても、引き続き援助を希望する場合は、必ず確認書兼申請書を提出してください。(※自動更新ではありません。)**
- (2) 虚偽の申請により認定され、援助を受けた場合は、認定を取り消し、援助費を返還していただくことがあります。
- (3) 5月10日までに申請されなかった方が、年度途中で申請された場合の認定月は、確認書兼申請書を提出された月からとなり援助費は認定月以降の分が支給されます。
- (4) 就学援助を希望され、5月10日までに確認書兼申請書を学校へ提出された方は、7月中旬に教育委員会から審査結果が通知されます。
- (5) 援助費は医療費を除き事後の支給となりますので、校納金等は学校へ納めてください。なお、医療費は、各医療機関へ直接支給します。

※ **令和4年1月1日現在で瀬戸内町内に住所がない方**（町外からの転入者や、単身赴任者、別居している学生など）は、1月1日現在の住所地の市町村が発行した**令和4年度の所得額証明書**（令和3年中の所得金額が記載されたもの）**が必要となります。**

令和4年度の所得額証明書は、**各市町村で6月から発行しますので、後日、1月1日現在の住所地の市町村より取り寄せた後、速やかに学校へ提出してください。**（提出がされない場合、所得の確認ができないため、判定ができません。）提出後に、改めて審査を行い、判定結果を通知します。

※ 「2.援助の内容」⑥の医療費について、認定者・生活保護を受けている児童・生徒分は、医療券を各学校へ配布します。**医療機関へ行くときは必ず医療券が必要となりますのでご注意ください。**

※ 校納金・給食費などに未納があり、学校長が必要と判断した場合は、援助費を学校口座へ振込み、未納金を精算することがあります。

5 問い合わせ先

瀬戸内町教育委員会 総務課総務係
☎ 0997-72-0113（内線193）